

教職員の懲戒処分について

平成30年6月8日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
五日市高等学校 教諭 かけがわ かずあき 懸川 一明 (57歳)	懲戒 免職	<p>平成30年5月19日(土)、午前9時20分頃から午後3時頃にかけて廿日市市宮島口の海岸付近において飲酒し、酒気を帯びた状態であるにもかかわらず、同所から広島市東区東蟹屋町まで軽自動車を運転し、午後7時30分頃、通報を受けた警察官に酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕された。</p> <p>検出されたアルコール濃度は呼気1リットル中0.8ミリグラムと基準値の約5倍に相当し、また、走行中に自車をガードパイプ等に衝突させて損壊したにもかかわらずそのまま立ち去ったほか、タイヤがパンクしたまま国道2号を長時間走行するなど、その運転行為は極めて危険で悪質なものである。</p> <p>これらの行為は、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>
県立学校 教諭 (56歳)	戒告	<p>平成28年10月下旬から平成30年1月までの間、自ら顧問を務める部活動の2名の女子生徒に対して不適切な身体接触等を行い、不快感や嫌悪感を与え、うち1名の女子生徒が数日間登校できない状況となり、医師の診察を受けるに至った。</p> <p>また、この一連の行為に関して、管理職から当該女子生徒や保護者等と接触しないよう指示されていたにもかかわらず、無断で接触を繰り返し、自己の一方的な主張を流布するなどして不安感や不信感を与えた。</p> <p>これらの行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を規定した地方公務員法第32条並びに信用失墜行為の禁止を規定した同法第33条の規定に違反する。</p>

【担当】

教職員課 県立学校人事係長

(電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp